

第6章 広域連携を推進するにあたっての方策案

1. 広域的な観光について

(1) 現状と課題など

観光振興については、見たい・食べたい・遊びたい・安らぎたいなど常に自分の目的をかなえられる地域となることが大変重要であり、人々はまず、目的達成のためにそれらに関する豊富な情報を求めており。豊富な情報の中から自らが選択する余地があればあるほど、それらを選択し、体験する可能性が高くなる。これらを実現するためには、一観光地や行政区域などにとらわれた個別の取り組みだけではその要望に応えられない。多様化するニーズに応える観光地でなくてはならない。

本地域は、太平洋・日本海という違うタイプの海や、関東平野から吾妻高原や越後山脈、飯豊連邦や那須・磐梯などの火山帯を含む山岳地帯に加え、歴史・文化、伝統工芸や祭、グルメ、スポーツなど人々の期待に応えられる魅力ある地域資源が首都圏のすぐのところ存在している。まさに、最近の人々が求める多様化、個別化されたニーズに対応する地域であり、この地域の一体となった新たな広域連携による観光振興が大変重要である。

また、観光振興を核とした国内外からの訪問者を拡大する地域づくりなど、街並みや暮らしぶり、地域や住民などとの交流も訪問者にとって魅力ある観光交流空間づくりも重要な要素である。

さらに、5県の「陸・海・空」の広域交通網や高度情報網などを有機的に組み合わせたネットワーク型の交流基盤を構築し、国内外にその質の高いサービスを提供していくことも重要となってくる。

(2) 魅力ある観光地づくり

5県の魅力ある地域資源と地域資源を広域的に連携することにより、今までにない新たな資源としての創造と新たな魅力を持った地域づくりを進める。

魅力ある地域として明確なイメージの確立

- ・ 5県の地域資源の新たな連携による新観光地（ルート）づくりの検討
- ・ 5県の自然、芸術、伝統文化など魅力ある観光目的地のイメージづくりの検討
- ・ インターネットのホームページや各種メディアを通じた多彩な情報発信の検討



観光地の魅力の向上

- ・ 観光資源と地域の特色ある自然、歴史、文化、伝統などの掘り起こしや、新たな観光資源の開発など個性にあふれ魅力的な地域づくりの取組みの検討を支援し、地域活性化と振興につなげる
- ・ 温泉とスキー、ゴルフやJリーグなどスポーツ観戦とグルメなどを既存資源の組み

合わせによる年間を通じた特色ある観光地づくり

- ・自然ガイドツアーの実施などによる直接的な魅力紹介と自然素材の解説書やパンフレットの作成など現地を感じられる取り組み。
- ・地域伝統芸能等を活用したイベント連携による開催
- ・映画、テレビの撮影ロケ地として誘致するフィルム・コミッションの活動を支援
- ・潜在的観光資源の発掘・整備，サービスの提供，環境整備等の総合的な実施

観光地としての環境づくり

- ・観光基盤施設や鉄道，道路，空港，港湾，道路交通、海上交通等旅客輸送施設の整備とそのネットワーク化
- ・まちなみ景観、農村漁村景観、水辺景観、道路景観の形成のための取り組み支援
- ・高齢者・障害者等の円滑な移動の確保のため、公共交通機関、歩行空間、水辺空間、観光地の休憩施設・トイレ、宿泊・文化施設についてエレベーター等の設置、段差・傾斜の改善、バリアフリー化の推進
- ・森林、農山漁村など地域の中で、自然を活用した交流の機会づくり（ふれあい体験、農業体験等）
- ・廃校舎，農業関連施設，農家等を活用した地域住民等による手づくり観光地づくり
- ・世界遺産や文化遺産などを活用した地域づくり 地域の歴史的・文化的なシンボルとなっている史跡等の活用を図り、併せて観光地を支えるヒューマンネットワークづくり（NPO やボランティア，民間，行政などの連携）を推進する

安全安心な地域づくり

- ・訪問者が，安全で安心でき真のやすらぎある観光等が出来るような地域づくり
- ・地域の安全確保対策の実施、旅行業者等とのタイアップなどによる事故・災害等の未然防止対策の実施と地域情報の発信
- ・交通等旅客輸送施設の交通安全対策，宿泊施設の火災防止対策，林野の火災防止対策，観光地における自然災害防止対策，気象等の情報の提供、火山や地震などの情報とその対処方法の提示。山岳遭難及び水難の防止対策

地域資源の保護・保全

- ・自然・文化遺産の保全，自然公園の整備，森林等の保全管理，河川・湖沼の保全，山地流域の保全，海の環境保全，都市緑地の保全，温泉の保護，野生生物の保護など地域資源の保全のための施策を展開し，保護・保全につとめ子孫など将来へつなげる。

(3) 広域地域情報の提供

5 県の魅力ある地域資源と地域資源を広域的に連携することにより、様々な情報発信により選ばれる地域づくりを進める。

- ・インターネットや各種メディアでの多彩な情報発信
- ・観光地ルートのシュミレーションの提示（ルート・時間・予算などトラベルマネジメント）
- ・主要施設や道の駅、携帯端末でのリアルタイム情報提供や、パンフレット等による道路、観光、医療情報等の提供、都市中心部において駐車場案内や渋滞情報など。

(4) 新たな連携につくり（異種業者の連携）

- ・宿泊所と飲食サービスの泊食分離による低廉料金プランの設定
くつろぎやすい部屋の設置、食事内容や方法の選択肢を増やすなどのサービス拡大
- ・各種業界の割引制度の導入（航空割引運賃の設定、ワンコインバスや循環観光バスの運行、共通1日乗車券、空港からの定額運賃タクシーや高速道路利用割引などサービス改善（複合割引）施設共通券など）

(5) 新たな訪問者の誘致

- ・世界の窓口なる空・港や高度な情報通信基盤を活用し、海外（アジアがメイン）からの訪問者の誘致を積極的に行う。
- ・日本的な自然や伝統、歴史や温泉やグルメなど活用した海外誘客活動（5 県合同プロモーションの実施）（雪なし圏からの誘客なども検討）

2. 広域連携による5県地域防災体制の推進について

(1) 現状と課題など

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、数多くの死者の出た災害として記憶に残るが、その教訓から、大規模地震への新たな対応として、人や指揮系統、情報の活用といった運用面からの防災計画などの見直し、防災公園や広幅員道路の確保など都市計画、土地利用計画からの見直しが行われたほか、ボランティアなど市民や民間活力の計画的利用やリスクの分散や外部からの援助を求める自治体間の広域ネットワーク形成などが検討されるようになった。

地球温暖化の影響下、度重なる異常気象現象が世界で、日本各地で相次いでいる。本年度も、集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害、新潟県中越大震災などが記憶に新しいところである。5県においては、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象による被害または大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出など、人的原因により生ずるものなど、数多くの災害が想定される。

こうした災害には、救援対策の初動体制が実に重要になってくる。実際には、被災地域における住民、企業のみならず、自治体までもが混乱状態に陥り、いわゆる緊急の救済命令系統などが十分に機能できないことが多々起こる。さらには、上下水道や電話、鉄道、道路などのライフラインが遮断されたことによって、被災地域が一部で孤立化してしまうような事態を引き起してしまうこととなる。

しかしながら、このような状況にあっても、被害がなかった周辺地域、もしくは被害が少なかった周辺地域では比較的冷静であり、近隣自治体、企業、住民など、様々な主体がそれぞれの立場に応じた救援活動を行うことが可能な状況にある。近年は、交通機関や交通・情報基盤整備が進み、近隣地域との交流が容易となっていること、国民の生活が豊かになり、地方都市のような比較的小さな生活圏でも、大都市が持つ高次都市機能の充実が図られてきた。また、日常の生活では、経済交流をベースに県際を越えた商圈や、観光振興、文化・スポーツ施設の整備、イベント開催など、幅広い領域にわたって広域的な連携が行われている。そうした日々の積み重ねが、阪神大震災や新潟県中越大震災などでも、周辺地域からの援助、協力が復旧に対し、多大な貢献を果たしていることから伺える。

このような状況を考えると、今後の防災体制を考えるにあたっては、単独の自治体のみではなく、周辺地域などを視野に入れた広域的な地域連携により、対応を図ることが重要であると考えられる。

(2) 広域的な防災体制の状況

広域的な連携については、これまで本県においては、茨城県・栃木県・福島県のいわゆるFIT3県、関東知事会1都9県、全国知事会、緊急消防援助隊(全国消防庁)などによる協定を結び災害時に備えることとしている。

自治体の広域的な連携による防災体制は、これまでも検討されてきているが、ますます大地震のような緊急時における具体的な広域連携はどのようにするかが迫られてきている。

また、近隣地域からの救援受入れなど、より現場レベルでの協力体制づくりも必要とされている。

(3) 今後の広域交流のために

本地域、鉄道や高速道路の整備等による地域の生活圏、交流圏の拡大に対し、広域交流の促進による地域連携や地域整備方策が重要であり、これまでのような自治体単独での公共施設、行政システムなどの整備を、今後は都市機能に対する住民ニーズの高度化への対応や財源の効率的な活用の観点から、広域圏を想定した機能整備も進める必要があるのではないだろうか。

日常的な広域連携や交流性を生み出す方策とその実施による積み重ねによって、相互の信頼関係と理解や共有、協力体制が生まれることによって、緊急時の対応においても協定書の内容を実践する支援体制が可能となろう。

(4) 5 県地域の防災連携について

日常的な 5 県間の広域ネットワークによる「防災連携づくり」とその具体的な内容を検討することが必要である。

未然防止等の環境づくり

(防災のため構造化)

・都市部の防災環境づくり

道路、公園、河川等、応急対策活動の空間としての機能を持つオープンスペースが少ない密集市街地においては、避難路、避難地、緊急輸送路、延焼遮断帯等の計画的な確保、市街地の不燃化・難燃化等を進める。また、老朽木造密集市街地は、地震時に建築物の倒壊や火災等により多数の人命の喪失等重大な被害を受ける危険性が極めて高く、早急に解消を図る必要がある。建築物の不燃化・難燃化、小広場の整備・緑化、道路の拡幅等により、地区の特性に応じた市街地の面的な更新又は段階的な修復を検討する。

また、病院、広域避難所、官公庁等災害対策活動の拠点となる建築物等については、重点的な耐震診断・改修を行い、耐震性能に余裕を持たせるほか、非常用自家発電設備等の設置を推進するとともに、災害時に機能支障が生じないよう適切な保守管理を図る。

さらに、民間施設の活用、ヘリコプターの運用、食料、水及び生活必需品等の備蓄・調達体制等に留意しつつ、集会場、小・中学校、公園、駅前広場等身近な施設の防災拠点化を進めるとともに、官公庁等の災害時の中枢機能や情報バックアップ体制等の情報機能の強化、災害拠点病院の整備、大規模オープンスペースの確保等を図る。

・治山治水等

河川の流域及び関連する水利用地域や氾濫原を一体とした流域などで、環境の保全

に配慮しつつ、ダム事業、砂防事業、治山事業、保安林整備、海岸事業等を流域ごとの計画的な推進を図るとともに、河川の改修事業と併せスーパー堤防の整備などを推進する。また、樹林帯等の整備、洪水・土砂災害危険区域図の作成・公表等の氾濫原等における対策を推進する。

また、農用地等の適切な維持管理による、棚田等水田の雨水貯留・土砂流出防止、平地水田の遊水機能等の公益的な効果も図る必要がある。近年、中山間地域等において耕作放棄地が増加する等農用地等の適正な管理が困難になってきている。こうした状況を踏まえ、農用地等が適切に保全管理も検討することが必要である。

広域連携体制でのバックアップ機能づくり

(物的なバックアップ)

・食料など非常物資の相互供給

自治体内で備蓄している品目や数量に応じて、また通常生産が可能であったり、供出できる供給量などについて協定する。具体的には、お互いに緊急時に援助・供出可能な物資や避難スペースなどについてリスト化による共有。さらに、地場農産物や、自地域内で生産されている食料品、日常生活品などもその対象になるよう企業等との協定も考える。

・避難地・仮宿泊機能の協力

地震などにより完全に道路、鉄道などが分断されることは可能性が高いが、鉄道、国道、県道、市町村道、空路などのいずれかは通行可能であることを考え、避難地、仮宿泊所などについても相互協力が可能である。この際、想定災害時の非難及び救援ルート等を設定する。また5県の小中学校、そのほかの公共施設などの避難候補地の設定と、その範囲内避難者のための日常から非常時において必要になると考えられる食料、水、毛布などの確保。

(人・組織・サービスのバックアップ)

・人力の提供

住民や自治会レベルでの交流とは別に、自治体としてもお互いの人・組織についてバックアップ体制を検討する。緊急時には市民対応や行政実務に慣れた職員の相互援助が重要となる。このためには複数の自治体職員間での相互協力・連絡体制づくりが必要。

(情報のバックアップ)

・行政事務処理協力

5県連携の広域防災にかかるデータベースの共有。個人情報を除く防災上必要とされる上記のバックアップデータの共有を検討する。場合によっては、地区の行政執行の代理機能などについても協定を検討する。

・無線による情報通信システム

電話回線等の切断に対応するために、有線電話によらない携帯電話、無線や衛星通信などを利用した情報交流システムの整備も重要である。同一自治体内はもとより、

近隣自治体あるいは県庁，国出先機関などと非常無線連絡網を構築し，ライフラインの切断時においても素早い情報交換，連絡体制と連絡網の整備。

（５）広域防災のための５県協定

これらの広域防災の連携を推進していくため，お互いの協力関係としてのネットワーク形成のための「５県広域防災等の協定」の締結が必要となる。

協定がなくとも，緊急時には全国の多数の自治体から援助申し出があると推定されるが，短時間の間に臨機応変な救援活動を行うためには，日常からの計画的な対応，すなわち特定自治体との協定関係の締結が必要と考える。

具体的な内容としては，緊急災害時における援助体制，支援体制，連絡体制などについて協定を締結。さらには，日常からの定期的な打ち合わせ，チェック作業，または仮想訓練などを重ねることが必要である。

また，このような様々なバックアップ体制を平常時から組んでおくことが，大地震対策として大切であり，自治体間同士の連携・協力が中心と考えるが，当然のことながら自治体以外の全国的なネットワークを持つ民間企業・団体などとの協力関係づくりも視野に入れることも今後の検討すべき課題である。

したがって，総合的な観点からは，地方自治体と共に，企業，住民らがそれぞれの立場で広域的な協力関係をつくることが最終的な広域防災の形であると考えられる。

（６）そのほかの連携

このほか現在，有事における国民保護についても，国民保護法「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」が，平成16年6月14日に成立し，同年9月17日より施行された。

この国民保護法では，武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合に，国民の生命，身体と財産を保護し，国民生活や国民経済に与える影響が最小となるよう，国，都道府県，市町村，及び関係機関の役割分担やその具体的な措置について定められている。

国民保護法の主なポイント

- 1 武力攻撃事態等において，国民の生命，身体及び財産の保護を図ることを目的としています。
- 2 武力攻撃事態等における各機関の責務や役割を明らかにし，国の方針のもと，国全体として国民保護のための万全の措置を講じることができるようにしています。
- 3 住民の避難や救援に関する措置，武力攻撃災害への対処に関する措置などについての具体的な内容を定めています。
- 4 国民の保護のための措置を実施するにあたっては，国民の基本的な人権の尊重に十分な配慮がなされます。

国民保護法の概要

- ・国民保護法では、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃事態等から保護するための国や地方公共団体などの重要な役割を「避難」、「救援」、「武力攻撃に伴う被害の最小化」の3つの柱として定めています。

避難：日本に対する武力攻撃が迫った場合、国はその情報を把握し、国民に警報を発令。また、国は、避難の必要があると認めた場合は、避難措置の実施について都道府県知事に指示。指示を受けた都道府県知事は、市町村長を經由して、住民に対し、避難の指示を行う。市町村長は、消防等を指揮し、避難住民の誘導を行う。家の中への避難。

救援：国は、避難した後の住民の生活を救援するため避難先を管轄する都道府県知事に対し、救援に関する措置を講じるよう指示を行う。なお、都道府県知事は、対策本部からの指示を待ついとまがないときは、指示を待たないで救援を行うことができる。

武力攻撃に伴う被害の最小化：国は、地方公共団体と協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行う。生活関連等施設（原子力発電所、ダム、鉄道施設など）の安全の確保、警備の強化、立入制限や危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止・制限などを行う。このほか警戒区域の設定や区域内への立入制限及び禁止、退去命令をならびに消火、救急及び救助の活動を行う。

国民の保護に関する基本指針及び国民保護計画等

- ・3つの柱は、国や地方公共団体等の大切な役割ですが、武力攻撃事態等において、実際にこれらの国民の保護のための措置を実施することに備えて、あらかじめ、国は基本指針を、地方公共団体は国民保護計画をそれぞれ作成しておく必要があるとされ、国民保護計画の中で、地方公共団体の連携を盛り込むような計画の策定を検討していく必要性を説いている。
- ・現在、5県での国民保護計画を策定中であるが、広域連携の防災同様に5県での連携を検討していくこととしたい

(参考1 災害対策)

5 県における広域防災協定及び広域的応援について

暴風，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波，噴火その他異常な自然現象による被害または大規模な火事，爆発，放射性物質の大量放出など，人的原因により生ずる被害を災害に対する広域的な連携の検討

地震などによる災害が発生し、被災した県独自では十分な応急措置を実施できない場合において、災害対策基本法に基づき、県間で相互に救援協力し、被災した県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項を定める。

(1) 広域連携連絡の窓口

- ・あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、県において激甚な災害が発生したとき、速やかに相互に連絡体制をとる
- ・災害時の情報交換手段を確保するための複数の通信連絡網の整備など

(2) 広域的な応援等の内容

- ・被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援，施設・業務の提供または，それらに関する斡旋をする

(3) 広域的な応援等の種類

物資等の提供及びあっせん

- ア 食料，飲料水及びその他の生活必需物資
- イ 救出，医療，防疫，施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

応急対策に必要な職員の派遣等

- ア 救助及び応急復旧等に必要な職員
- イ ヘリコプターによる情報収集等
- ウ 応急危険度判定士，ケースワーカー，ボランティアの斡旋

施設又は業務の提供若しくはあっせん

- ア 傷病者の受入れのための医療機関
- イ 被災者を一時収容するための施設
- ウ 火葬場，ゴミ，し尿処理業務
- エ 仮設住宅用地など
- オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

その他

- ・併せて原子力災害，緊急消防援助隊や医療に関する連携

(4) 広域的な災害の未然防止や準備

地域住民等への周知と啓発

- ・災害の仮想設定とその対処（非難ルートや個人から集団での対処法）
- ・危険箇所などの周知

- ・災害危険区域，箇所の周知
 - ・広域的な災害援助の仮想
- (土石流発生危険区域・急傾斜地崩壊危険区域(人工がけ)・砂防指定地関係災害危険区域・急傾斜地崩壊危険区域(自然がけ)・重要水防箇所(河川，海岸，港湾，漁港，ため池)・地すべり危険区域)

参考：協定及び広域応援の状況

茨城県・栃木県・福島県の3県

関東知事会 1都9県

全国知事会

緊急消防援助隊(全国消防庁)

3. 広域的な廃棄物の処理について

(1) 現状と課題など

わが国の経済は「大量生産・大量消費」により、目ざましい発展を遂げてきたが、その一方で、「大量生産・大量消費」によって生み出された廃棄物は増大の一途をたどっている。これらの最終的な処分のための処分場や焼却設備の立地・整備は、数多くの問題を抱え、困難な状況となってきた。増大し続ける廃棄物に対し、生産・製造者として、また消費者としてどのように向き合うか、早急の課題であり、今後の経済活動によって支えられている現代社会の重要な問題である。

廃棄物の減量化を図るうえでの一つの策としては、廃棄物の発生を極力抑制するか又は再使用や再資源化すること。次に、廃棄物として排出されてしまったものについて、極力リサイクル（再商品化）を推進することで、資源の有効利用が図られる。

(2) 資源の循環（リサイクル）の必要性

廃棄物処理などに対する消費者の関心が高まり、一部の地方公共団体においては、廃棄物処理の有料化の実施をはじめ、廃棄物発生抑制に向けた様々な取り組みが推進されているが、廃棄物の排出量は依然として高く、今後も各種の取り組みが必要である。このため、事業者、消費者、地方公共団体及び国において、それぞれの責務を踏まえつつ、より広域的・広範囲の連携によって廃棄物等の発生を抑制するとともに、リサイクルの推進などによる最終処分量の削減や、適正な処理を行う循環型の社会の構築が必要である。

一般廃棄物

一般廃棄物については、事業者、消費者などに廃棄物も資源になりうるとの意識を醸成し、資源の節約による廃棄物の発生抑制を推進しながら、効率的な分別収集体制を確立する。さらに、リサイクル施設や溶融施設、再資源化施設等の整備や、再生品を活用した再生品の利用・市場の育成等を広域的に推進する。

産業廃棄物

産業廃棄物については、ある産業の廃棄物をほかの分野の原料として活用する等廃棄物の再生利用を進める方法・技術の検討を推進し、資源の節約等により廃棄物の発生を抑制する。また、建設系廃棄物についても、今後の増加が見込まれるため、計画・設計段階から施工段階までの各段階において、発生抑制、再生利用、適正処理を推進するとともに、減量化、リサイクルを行う広域的な拠点施設の整備について検討する。建設発生土についても、発生量の削減に努めつつ、その円滑かつ適正な利用を図るため、再利用や発生者・利用者間の広域情報交換のできる組織体制等による有効利用の促進、受入地の確保等の対策を推進する。

また、焼却施設については、ダイオキシン類排出抑制対策や熱エネルギー利用を推進するとともに、これらを効率的に行うため、施設の集約化を推進する。

さらに、県域を越えた一般・産業廃棄物の広域移動へ対処するため、広域処分場の整備について検討する。これらの廃棄物輸送量の増加や範囲の拡大に伴い、広域的な陸

路・空路・航路などの廃棄物輸送システムなど効率的な輸送などもあわせて検討する必要がある。

(3) 廃棄物の減量のために

廃棄物の減量のためには、廃棄物の発生を抑え、全ての廃棄物のリサイクルを促進させ循環型社会の形成を推進することが重要である。このためには、リサイクルや住民の意識改革を通じて総排出量の抑制に努めていかなければならないと考える。

まず、個人の意識改革が重要なポイントとなる。ごく一般的で身近にあるものからその意識付けや意識改革が必要ではないかと考える。広域的に空き飲料缶やペットボトルの分別・回収を行ういわゆるデポジット制度の導入による取り組みなどが有効ではないかと考える。

こうした地道な取り組みが5県地域に循環型社会を構築することにつながると考える。

(参 考)

利用者である地域住民には回収時に磁気カードにポイントを加点することやポイントが満額になればクーポンの発券を行い、経済的なインセンティブをもってリサイクルへの自主的な参加を促すことが出来る。

この場合、クーポンとは5県域での公共施設利用や道路公団（JH）やETCポイントや航空各社のマイレージなど官・民一体となった運動基盤の構築がベースとなる。

さらに、容器のバーコード活用などを併せ行うことで、従来煩雑だった識別のテピングが不要であるばかりでなく、回収するものとししないものを識別なども可能となる。

このような仕組みづくりにより、地域住民自らが、消費し生まれた空き容器などはもちろんのこと、地域に散乱している空き容器まで積極的に回収する動機付けが期待できる。

また、小売業者等のこの仕組みの参加によって、生活者の活発な利用によりリピーターを含め来店客の増加が期待できることから、小売業者の戦略的にもつながるものとなる。

さらにより多くの利点等を提案し、広く普及させることにより、住民、民間事業者（協力店等）、行政それぞれの便益と役割を適正に保ちながら、連携し地域全体として環境意識が向上させ、ひいては5県地域に循環型社会を構築することが可能と考えている。

地域住民、協力業者等、行政の導入メリットは次のようなものが考えられる。

地域住民	ポイントを集めながら、リサイクルに参加できる 生活のリズムにあわせて排出できる 地域の活性化
業 者	環境への取組み姿勢をPRできる 顧客の拡大確保が強化される
行 政	住民の参加意識が向上し、空き缶・ペットボトルの散乱がなくなる 住民、販売店の協力を得ることにより、行政負担が軽減できる

デポジット制度（預託払戻制度）とは

デポジット制度は、製品本来の価格に預託金（デポジット：deposit）を上乗せ販売し、製品の使用後に所定の場所に返却された際に預託金を返却することにより、その回収の促進を図る制度である。経済的インセンティブを活用して高い回収率が維持可能であることから、これまで飲料容器などの散乱防止による観光地等の美化目的の手段に加えて、循環資源の分別回収と廃棄物関連の行政負担の軽減などの有効な手段として考えられている。